令和８年司法試験
公式出題趣旨・予測PDF・参考答案の比較
主要７科目版

作成日：２０２６年１１月１５日

本書の照合表は146行、両資料の共通評価対象は142項目である。全１５科目２３問の共通分母は３４４項目となる。

全１５科目の結果

資料	共通分母	一致	部分一致	未記載	方向相違	完全的中率	部分を含む割合
予測PDF	344	288	47	9	0	83.7%	97.4%
参考答案	344	276	56	7	5	80.2%	96.5%

部分的中を含めると、予測PDFは335／344項目（97.4%）、参考答案は332／344項目（96.5%）に対応する記述があり、本比較の対象となる検討事項のほぼ全てに言及している。ただし、全項目を十分に論証できているという意味ではない。

主要７科目版の結果

資料	共通分母	一致	部分一致	未記載	方向相違	完全的中率	部分を含む割合
予測PDF	142	122	17	3	0	85.9%	97.9%
参考答案	142	111	26	2	3	78.2%	96.5%

比較対象と集計方法

公式出題趣旨PDF全４７頁を通読し、見出し、設問の導入、法的構成、規範、具体的事実の評価、結論、任意の言及事項及び検討不要の範囲を照合した。特定の科目や、的中した箇所だけを選んで抽出していない。ただし、公式趣旨の一文・一段落をそのまま一項目として数える方式ではない。同じ検討の説明や反復は一項目にまとめ、一段落に複数の独立した検討要求がある場合は分けた。判例の名称や例示だけを別項目として加算せず、設問上必要な前提整理・結論整理も対応先を示した。P番号は本比較の照合用区分であり、公式の段落番号ではない。

比較表は３５４行である。このうち、任意の言及事項２行、問題文・公式趣旨が検討対象から除外した３行、いずれかの資料の採る構成で対象外となる５行を、両資料に共通して集計から除外した。したがって、全体の共通分母は３５４－２－３－５＝３４４項目となる。構成による対象外は誤答や未記載を意味せず、採用した法的構成による比較範囲の違いを示す。比較の分母をそろえるため、片方だけが構成による対象外の行も両資料の集計から除いている。

完全的中率は「一致の数÷共通分母」、部分的中を含む割合は「（一致の数＋部分一致の数）÷共通分母」で算出する。部分一致は、検討事項への対応があるものの規範・事実評価・理由付け等に不足があるものをいう。後者では部分一致を一項目として数え、半分の得点として重み付けしていない。未記載と方向相違は分子に加えない。いずれも論点ごとの単純集計であり、司法試験の配点、予想得点又は合格可能性を表すものではない。各割合は小数第２位を四捨五入して小数第１位まで表示する。

比較対象の固定版

予測PDFは、出題趣旨の公表前に作成された比較対象版を用い、参考答案も比較対象として記録された版を用いる。個別の判定はその固定された記述に対して行う。分析報告書の作成に伴って予測や答案を書き換えてから的中と判定するものではない。

公式出題趣旨：法務省 https://www.moj.go.jp/content/001474287.pdf （47頁）

公式PDF SHA-256：d736b89bb10e1334aeb4dd99e872b92bc18c7149304171d5bb5c908e7da954ef
項目ID・P番号・原典頁により、照合表と付録を相互に参照できる。P番号は本比較独自の照合用区分で、公式の段落番号ではない。

Q01 憲法 公法系第１問

共通分母 18項目。予測PDF：一致13・部分一致5、完全 13/18＝72.2%、部分を含む（13＋5）/18＝100.0%。
参考答案：一致11・部分一致6、完全 11/18＝61.1%、部分を含む（11＋6）/18＝94.4%。

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-kouhou1-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q01-U001 集会固有の価値（内部の意見交換・連帯、外部への伝達・人数の訴求） 公式PDF 1頁／P005	部分一致	部分一致	予想は共同の意見形成・対外表明を示すが、連帯や参加人数の独自価値は薄い。答案は自己実現・自己統治という表現一般の説明に寄り、公式が区別を求めた集会固有性が不足する。
Q01-U002 場所を必要とする集会と他者の権利利益との調整 公式PDF 1頁／P006	一致	一致	予想は一般市民の立入りを排除する独占使用と調整する。答案も施設性、利用拒否、夜間例外許可を論じる。
Q01-U003 管理上の支障と夜間利用禁止を別問題として処理 公式PDF 1頁／P003	一致	一致	①②を分離し、処分の憲法適合性として扱っている。
Q01-U004 泉佐野判決の明らかな差し迫った危険・具体的予見 公式PDF 1,2頁／P004,P007	一致	一致	規範と客観的事実の要求を明示。上尾判決も別の判断として引用する。
Q01-U005 平穏な主催者に対する敵対的聴衆の妨害と利用拒否 公式PDF 1,2頁／P003,P007	一致	一致	主催者側の活動と第三者の妨害を分け、反対者が騒げば封じられる問題を扱う。
Q01-U006 泉佐野の対立抗争事案との相違 公式PDF 1,2頁／P004,P007,P008	一致	一致	住宅費問題と排斥運動の主題の相違、ＢとＸの区別を具体的に用いる。
Q01-U007 ＢのSNS発信が危険予測を支える側面 公式PDF 2頁／P008	一致	部分一致	予想は対立団体が開催を知る可能性も認める。答案は妨害計画がないことから『主観による予測にすぎない』と強く処理し、危険を支える推認の検討が薄い。結論自体が公式に反するとまではいえない。
Q01-U008 夜間長時間の警備困難という甲の発言への実質的応答 公式PDF 2頁／P008	一致	部分一致	発言を無視してはいない。しかし答案の『制圧してきたことは…防止できることをむしろ示す』『手段で足りる』には今回の長時間警備まで当然視する弱点がある。予想PDFは従前の成功から今回の確実性は導けないと留保し、公式の注意とよく対応する。
Q01-U009 寝袋・段ボールで一夜を過ごす象徴的表現 公式PDF 2頁／P009	一致	一致	活動の行動自体と表現内容、夜間・場所の意味を関連付ける。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q01-U010 メッセージが聴衆に伝わる客観的可能性 公式PDF 2頁／P009	一致	一致	この用語による独立要件論はないが、世界規模の活動と通行人に訴える位置・態様を具体的に説明しており実質的に対応する。
Q01-U011 合憲側の内容中立的な時間・場所・方法規制／間接付随規制と裁量 公式PDF 2頁／P010	部分一致	部分一致	時間・場所・方法と裁量は予想にある。答案は権利がないという反論を示すが、間接付随規制から広い裁量を導く側の立論の整理が十分でない。
Q01-U012 違憲側の判断過程審査・限定解釈・実質衡量等による裁量統制 公式PDF 2頁／P011,P012,P013,P014	一致	一致	公式が示す複数の方法は選択可能な立論であり、全部併記を必須とはしない。夜間禁止目的、表現利益、代替場所、管理条件を実質的に比較している。
Q01-U013 夜間に開催する象徴的意味・不可欠性と実質的制約 公式PDF 2頁／P012,P013,P014	一致	一致	昼間や公民館で目的が達成できるかを世界同時の連帯・中心部という事実から検討する。
Q01-U014 夜間閉鎖のため非パブリック・フォーラムとなる可能性 公式PDF 3頁／P015	部分一致	方向相違	予想は夜間閉鎖・例外開放の裁量を認識するが非パブリック・フォーラムの構成を明示しない。答案は夜間の開放実績から公園一般のパブリック・フォーラム性を前面に出す。公式はこの構成より非パブリック・フォーラムでの差別分析を説得的とする。法的誤りの断定ではなく、推奨される構成との方向差である。
Q01-U015 非パブリック・フォーラムにおける主題規制と観点規制の審査密度の区別 公式PDF 3頁／P015	部分一致	部分一致	予想は政治的主題一般と市政への賛否を分け、見解差別を厳格に検討する。答案も見解差別に必要不可欠性を要求する。しかし非パブリック・フォーラムの合理性基準と観点差別の厳格審査という二層構造は不明瞭である。
Q01-U016 新幹線延長の許可・市長答弁から観点差別を認定 公式PDF 3頁／P015,P016	一致	一致	核心となる具体的な比較を捉えている。重み５の項目33はこの点では適切な重点設定である。
Q01-U017 合憲側が最高裁のフォーラム論への消極性から広い裁量を説明すること 公式PDF 3頁／P016	部分一致	部分一致	金沢判決は詳しく扱うが、主として公園との相違から射程を限定するために使用する。吉祥寺駅判決も補足意見を利用し、法廷意見の消極姿勢を合憲側の独立論拠として再構成する部分は弱い。
Q01-U018 自己の結論を具体的事案・判例の理解から説得的に導く 公式PDF 1頁／P004	一致	一致	両不許可を違憲とする一貫した理由付けはある。公式は唯一の結論を指定していないため、違憲という結論だけを的中とは数えない。

Q02 行政法 公法系第２問

共通分母 20項目。予測PDF：一致16・部分一致2、完全 16/20＝80.0%、部分を含む（16＋2）/20＝90.0%。
参考答案：一致13・部分一致6、完全 13/20＝65.0%、部分を含む（13＋6）/20＝95.0%。

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-kouhou2-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q02-U001 一時保護が１１条１項２号の入所措置に当たる 公式PDF 3,4頁／P018,P019	一致	一致	要綱上の名称だけで独立制度とはしていない。
Q02-U002 入所措置の処分性を先に論じる 公式PDF 3,4頁／P019	未記載	部分一致	予想は措置・申請権に直行。答案の設問２ではＡのサービスを受ける地位への効果に言及するが、設問１の前提として処分性を論証していない。
Q02-U003 １２条の２の適用除外から解除と措置決定の処分性を導く 公式PDF 3,4頁／P019	未記載	未記載	公式の具体的な条文読解の手掛かりを落としている。１２条の解除手続を扱うこととは異なる。
Q02-U004 対象者に及ぼす法的効果からの処分性の立論 公式PDF 3,4頁／P019	部分一致	部分一致	Ｂの権利への影響とは別に、Ａに及ぼす効果を設問１の処分性へ接続する必要がある。
Q02-U005 要綱に申請とあっても法令上の申請とは限らない 公式PDF 3,4頁／P019	一致	一致	委任のない要綱と法律上の応答義務を区別する。
Q02-U006 １１条の解釈による申請権の肯定余地も検討 公式PDF 3,4頁／P019	一致	部分一致	予想は義務規定と要綱の具体化という肯定論を詳述。答案は別制度・判例との差に寄り、１１条自体から肯定する読みへの反論が薄い。否定結論は公式の排除するものではない。
Q02-U007 子が自己の権利を制限されるかを親権者の事例と比較 公式PDF 4頁／P020	一致	一致	成年者の子に親権と同様の監護権がない点を明確にした。
Q02-U008 老人福祉法と高齢者虐待防止法を併せて個別利益保護を判断 公式PDF 4,5頁／P020,P021	一致	一致	関係法令の目的・養護者支援を肯定論として挙げて応答している。
Q02-U009 養護者支援目的だけでは高齢者保護に対立する子の原告適格を導けない 公式PDF 4頁／P020	一致	一致	相談・負担軽減の保護と、自分の希望で介護を続ける利益を区別する。
Q02-U010 入所措置と負担金額決定の関係 公式PDF 4頁／P020	一致	一致	公式が前提として触れる費用負担を別処分として検討。第二次納税義務判例までの詳細は予想の追加説明である。
Q02-U011 措置要件は虐待防止法ではなく老人福祉法１１条にある 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	虐待事実の評価と措置の法的根拠を概ね分離する。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q02-U012 解除は撤回であり１１条の要件の消滅から判断 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	『撤回』という名称はないが、１２条は手続、継続には１１条の要件が必要という実質を捉える。
Q02-U013 困難性と補充性を分け、両方の充足を必要とする 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	いずれかが失われれば解除するという関係も正確に扱う。
Q02-U014 個別性・多様な考慮事項を理由とする合理的な裁量 公式PDF 4,5頁／P021	一致	部分一致	予想は専門的・予測的判断を説明。答案は双方の裁量の広狭の主張を短く示すにとどまり、自己の審査枠組みが明確でない。
Q02-U015 事実の基礎欠如、考慮事項の過誤、社会通念上著しい不当という裁量審査 公式PDF 4,5頁／P021	部分一致	部分一致	事実の基礎・判断過程を具体的に指摘するが、公式の示す一体的な審査規範として定立していない。
Q02-U016 措置時のＢの虐待否定・調査不十分の主張 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	食事、塩分排出症状、数値、入院、判断能力や契約援助を具体化する。
Q02-U017 措置時の市の生命危険・食事未改善の反論 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	医師の説明後の経過、客観的虐待評価、Ｂに援助を依存する問題を扱う。
Q02-U018 後の介護・施設契約協力の誓約による要件消滅の主張 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	３月と６月の変化を分け、困難性・補充性へ対応させる。
Q02-U019 認知面悪化、誓約の不確実性、第三者援助未整備という市の反論 公式PDF 4,5頁／P021	一致	一致	市の反論自体は記載。答案は最終的に解除方向を強く採るが、公式は一方の結論を必須としていない。
Q02-U020 国賠の全要件・要件相互の関係へ議論を広げない 公式PDF 4,5頁／P021	一致	部分一致	予想PDFは範囲を維持。答案は取消先行不要と職務上義務違反説に字数を割く。短い補助説明なら直ちに誤りではないが、処分性・裁量規範より優先する根拠はない。

Q03 民法 民事系第１問

共通分母 26項目。予測PDF：一致23・部分一致3、完全 23/26＝88.5%、部分を含む（23＋3）/26＝100.0%。
参考答案：一致22・部分一致4、完全 22/26＝84.6%、部分を含む（22＋4）/26＝100.0%。

共通集計外：Q03-U017 予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-minji1-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q03-U001 Ａの抹消登記請求を時効取得した所有権から構成 公式PDF 5頁／P025	一致	一致	請求の根拠とＣ・Ｄを分けた応答が明確。
Q03-U002 第１取得時効の短期要件と令和１２年１月１０日の完成 公式PDF 5,6頁／P025,P027	一致	一致	自主占有・平穏公然・善意無過失・１０年を具体化。２０年時効の言及は補助である。
Q03-U003 完成前後の第三者の区別と１７７条 公式PDF 5頁／P026	一致	一致	Ｃ・Ｄが第１時効完成後であることを押さえる。
Q03-U004 再度の取得時効を認める制度趣旨 公式PDF 6頁／P028,P029	一致	一致	平成２４年判決と長期占有の保護に基づく。
Q03-U005 権利対立の発生する最初の抵当権設定登記を起算点とする理由 公式PDF 6頁／P030	一致	部分一致	予想は対抗関係と再保護の理由を関連付ける。答案はＣの登記時を選ぶが、権利対立がその時に生じることの説明は簡潔。
Q03-U006 第２時効の善意無過失・占有継続と令和３２年４月２０日の完成 公式PDF 5,6頁／P027,P032	一致	一致	後に悪意になった事実や抵当権容認の有無も切り分ける。
Q03-U007 Ｃは第２時効完成前の第三者で抵当権消滅・登記抹消 公式PDF 6頁／P031	一致	一致	１４４条・３９７条の説明の選択は結論を妨げない。
Q03-U008 後順位抵当権の独立性をＤに対する判断の問題として設定 公式PDF 6,7頁／P032,P033,P034	部分一致	部分一致	両資料ともＤを完成後の第三者として存続させるが、公式が明示した『後順位抵当権の独立性』を正面から論証していない。
Q03-U009 独立性と各別進行／一体進行／一体進行・独立消滅という構成の関係 公式PDF 6,7頁／P032,P033	部分一致	部分一致	別の起算点を仮定する記述はあるが、順位上昇・余剰価値把握・簡便性等の根拠はない。全説の列挙ではなく、自説の構造を説明する必要がある。
Q03-U010 Ｄの存続・消滅の選択に応じた請求の結論 公式PDF 6,7頁／P033,P035	一致	一致	Ｃ認容・Ｄ棄却は公式が認める一つの解答。Ｄも消滅する構成を採らなかったこと自体は減点理由にしない。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q03-U011 特定遺贈によるＥ死亡時のＦの取得とＦ自身の請求権 公式PDF 7頁／P036,P037	一致	一致	遺言執行者の権限と受遺者の物権的請求の併存を理解する。
Q03-U012 遺贈と相続人からの取得の対抗関係 公式PDF 7,8頁／P036,P037,P038,P039	一致	一致	判例に従い１７７条を適用し、相続による承継との混同を避ける。
Q03-U013 遺言執行者の指定があれば就職承諾前も処分禁止 公式PDF 7,8頁／P036,P040	一致	一致	空白期間の執行妨害防止と昭和６２年判決を示す。
Q03-U014 平成３０年改正による１０１３条２項ただし書の第三者保護 公式PDF 7,8頁／P036,P041	一致	一致	旧判例の結論をそのまま適用しない。
Q03-U015 善意の第三者に無過失を要求しない理由とＫの該当性 公式PDF 7,8頁／P036,P041	一致	一致	予想は無過失を明示する他の規定との文言差と，調査手段・回答の正確性の限界を示し，無過失不要説でＫを保護する。答案もこの理由を説明する。予想が別説を併記することだけでは一致判定を下げない。
Q03-U016 管理処分権欠缺の治癒→有効な競合取得→１７７条→Ｆの請求棄却 公式PDF 7,8頁／P036,P041	一致	一致	『治癒』の語はなくても、無効を対抗できず登記の先後でＫ優先という構造を示す。
Q03-U017 １７７条不適用説を採る場合の９４条２項・３２条類推と外観法理 公式PDF 7,8頁／P036,P039,P041	共通集計外 （対象外）	共通集計外 （対象外）	両資料は判例の１７７条適用説を採るため、この条件付き枝の不記載を必須論点の見落としには数えない。公式が想定する別解としては予想に含まれていない。 共通除外理由：予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外
Q03-U018 解除時の出来形の客体性と元請特約の要件充足 公式PDF 8,9頁／P043	一致	一致	独立建物・有効な解除・帰属時点を特定。
Q03-U019 一括下請の履行補助者的立場と元請特約の拘束 公式PDF 9頁／P044	一致	一致	平成５年判決の規範・理由・本件への適用がある。
Q03-U020 注文者への二重払い防止と下請人の選んだ信用危険 公式PDF 9頁／P045	部分一致	部分一致	予想は信用危険の集中と代位の限界を，答案はＢへの請求と代位行使を示すが，二重払い防止及びＣが自らＢを選んだ危険負担は双方とも明示を補える。
Q03-U021 材料全部の拠出、契約相対効、下請契約に帰属特約なしという反対論 公式PDF 8,9頁／P043,P045	一致	一致	Ｃ帰属の論拠を具体的に示す。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q03-U022 書面承諾という判例との相違と無資力リスクの配分 公式PDF 9頁／P046	一致	一致	判例との差を認識してなおＡ帰属とする理由があり、反対説にも触れる。単なる結論の踏襲ではない。
Q03-U023 ４１５条１項・２項３号、解除、帰責事由 公式PDF 9,10頁／P047,P048,P050,P051	一致	一致	完成義務の不履行、催告解除、資金繰りの問題による免責否定を扱う。
Q03-U024 残工事６５０万円から本来の残報酬４００万円を控除して損害２５０万円 公式PDF 10頁／P049	一致	一致	計算と法的性質が正確。昭和６０年判決の引用がないことは、実質が一致するため直ちに不足とはしない。
Q03-U025 ６３４条２号の可分給付・注文者の利益と６割の割合報酬 公式PDF 10頁／P052	一致	一致	仕事の完成前の解除、引渡し・利益、報酬６００万円を対応させる。
Q03-U026 既払４００万円を控除して残報酬２００万円 公式PDF 10,11頁／P053	一致	一致	既払額を損害額や原状回復と混同しない。
Q03-U027 ２００万円を自働債権、２５０万円を受働債権とする相殺と５０万円認容 公式PDF 11頁／P054	一致	一致	結論だけでなく債権の方向と精算過程が一致。

Q04 商法 民事系第２問

共通分母 20項目。予測PDF：一致19・部分一致1、完全 19/20＝95.0%、部分を含む（19＋1）/20＝100.0%。
参考答案：一致18・部分一致2、完全 18/20＝90.0%、部分を含む（18＋2）/20＝100.0%。

共通集計外：Q04-U010 予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外；Q04-U015 予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外
参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-minji2-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q04-U001 退職時売戻し合意③の効力を独立に検討 公式PDF 11頁／P056,P059,P061,P062,P063	一致	一致	全部無効を前提にしない点は一致。④まで論じる部分は公式の主軸を超える。
Q04-U002 株主間合意と会社・株主間合意の区別及び創業者の影響力 公式PDF 11,12頁／P056,P059,P061,P062,P065,P066	一致	一致	会社関与の程度と自由意思を評価。Ａが持株会でないことだけで無効としない。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q04-U003 時期・相手方の拘束と非上場株式の換金機会 公式PDF 11,12頁／P056,P059,P061,P062,P064,P066,P067	一致	一致	退職時の制限と換金確保の両面を扱う。
Q04-U004 144条２項の裁判所価格決定による投下資本回収の保障 公式PDF 11,12頁／P056,P059,P061,P062,P064,P066,P068	部分一致	部分一致	回収・値上がり益には言及するが、法定の価格決定制度と対照する説明が薄い。
Q04-U005 取得100円・現在1000円、下落リスク、配当10円、任意取得 公式PDF 11,12頁／P056,P059,P061,P062,P064,P066,P068	一致	一致	結論有効は公式の許容する議論の範囲。
Q04-U006 株券不発行会社の二重譲渡と名義書換の対抗要件 公式PDF 11,12,13頁／P056,P059,P061,P069,P070,P071,P072	一致	一致	会社に対する請求とＡへの請求を区別する。
Q04-U007 不承認通知後40日経過によるみなし承認と適法な書換請求 公式PDF 11,12,13頁／P056,P059,P061,P069,P071	一致	一致	日付計算及び共同請求に対応。 最判平成21年2月17日の事案とは譲渡の前後関係等が異なる点にも留意する。
Q04-U008 Ｃの先行請求に応じない不当拒絶の理由付け 公式PDF 11,12,13頁／P056,P059,P061,P069,P072	一致	一致	会社への対抗可能性の核心を捕捉。
Q04-U009 不当拒絶からＡへの対抗を当然には導けないこと 公式PDF 11,12,13頁／P056,P059,P061,P069,P070,P073	一致	一致	答案はＡの先行取得と保全目的という反論を示した上で，違法な留保に乗じて名簿書換えの先後を作り出すことを信義則違反と論じる。不当拒絶だけから当然にＡにも対抗できるとしているわけではない。
Q04-U010 Ａの書換優先・Ｃの地位喪失という別構成 公式PDF 11,12,13頁／P056,P059,P061,P069,P073	共通集計外 （対象外）	共通集計外 （対象外）	公式の許容する別説。全構成を併記する義務はなく不採用を減点しない。 共通除外理由：予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外
Q04-U011 無効及び不存在の訴え、提訴要件 公式PDF 11,13頁／P057,P059,P075,P076	一致	一致	両訴訟の可能性を検討。
Q04-U012 会社資金の循環、回収不能貸金、調達意思の欠如から仮装を認定 公式PDF 11,13,14頁／P057,P059,P075,P077	一致	一致	経済的実質を捉えている。
Q04-U013 旧法判例と現行213条の２・３、209条を踏まえ効力を論証 公式PDF 11,13,14頁／P057,P059,P075,P078,P079	一致	一致	否定説は公式が明示的に許容する。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q04-U014 Ｅ側の希釈化・財産不確保と否定説の反論 公式PDF 11,13,14頁／P057,P059,P075,P078,P079,P080	一致	一致	本問と特別決議欠缺判例の違いを説明。
Q04-U015 肯定説の譲渡禁止仮処分・被保全権利、責任未履行への懸念 公式PDF 11,13,14頁／P057,P059,P075,P080	共通集計外 （対象外）	共通集計外 （対象外）	肯定説を採る場合の追加論拠。否定説採用答案の必須論点とはしない。 共通除外理由：予測PDFの採る構成では対象外／参考答案の採る構成では対象外
Q04-U016 丁の悪意と支払未了、209条３項の議決権制限 公式PDF 11,13,15頁／P057,P059,P075,P081	一致	一致	発行有効でも権利行使不能という区別が一致。
Q04-U017 決議取消し、５万票除外後賛成４万／10万、裁量棄却不可 公式PDF 11,13,15頁／P057,P059,P075,P081	一致	一致	公式は票数を詳記しないがその適用を具体化した内容。
Q04-U018 全員への招集通知欠缺と取消期間経過、不存在の検討 公式PDF 11,15頁／P058,P059,P082,P083	一致	一致	52%出席と48%参加不能の双方を評価。
Q04-U019 追認による遡及効の否定とＦの既得報酬保護 公式PDF 11,15頁／P058,P059,P082,P084	一致	部分一致	結論一致。答案は不存在行為の追認不能が中心で、第三者Ｆの利益侵害という公式の実質理由を追記できる。
Q04-U020 ４月30日の新しい解任としての効力 公式PDF 11,15頁／P058,P059,P082,P084	一致	一致	追認と将来効を区別。
Q04-U021 在任中の報酬と解任後の339条２項損害を区別 公式PDF 11,15頁／P058,P059,P082,P085	一致	一致	長期療養でも在任中の報酬が当然に消滅しない。
Q04-U022 職務不能と正当理由、２～４月300万円 公式PDF 11,15,16頁／P058,P059,P082,P086	一致	一致	公式が例示する結論と一致。他の500万円・０円は構成別の説明。

Q05 民事訴訟法 民事系第３問

共通分母 19項目。予測PDF：一致18・部分一致1、完全 18/19＝94.7%、部分を含む（18＋1）/19＝100.0%。
参考答案：一致17・部分一致1、完全 17/19＝89.5%、部分を含む（17＋1）/19＝94.7%。

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-minji3-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q05-U001 通常共同訴訟の主張共通を39条の独立原則の問題と整理 公式PDF 16頁／P088,P089,P091	一致	一致	弁論主義の一般論に終始していない。
Q05-U002 肯定説は他人にも有利な主張を共通化 公式PDF 16頁／P090	一致	一致	抵触行為のないことを加える定式化は補充。
Q05-U003 （ア）請求原因の承認は不利益、（イ）相殺は保証人に有利 公式PDF 16頁／P090	一致	一致	それぞれの具体的適用を区別。
Q05-U004 応訴態度不明のＹ２を同じ主張者と扱う問題 公式PDF 16頁／P091	一致	一致	自主的訴訟追行・不作為・分離可能性から論じる。
Q05-U005 技術・職業秘密の平成12年基準 公式PDF 16頁／P092	一致	一致	社会的価値低下と遂行困難を説明。
Q05-U006 平成18年判例の比較衡量と取材源についての考慮要素 公式PDF 16頁／P092	一致	一致	秘密該当性と保護相当性を分ける。
Q05-U007 平成20年判例による文書の性質・開示不利益・証拠必要性の比較 公式PDF 16頁／P092	一致	一致	技術秘密へ適用する理由も明示。
Q05-U008 Ｚの主力製品に共通する技術の開示による事業上の不利益 公式PDF 17頁／P093	一致	一致	秘密の内容と事業影響を具体化。
Q05-U009 私人間紛争で公益性が高くないこと 公式PDF 17頁／P093	一致	一致	答案は真実発見・裁判の公正との比較衡量を明示し，「秘密の犠牲を正当化する社会的意義はない」と相対的に評価する。裁判の公正という利益自体を否定した記述とは読まない。代替証拠の利用可能性の評価は次の項目で別に検討する。
Q05-U010 不適合箇所の主張が未確定で文書の必要性を高いといえない段階 公式PDF 17頁／P093	部分一致	部分一致	答案は工程の違いが責任に直接影響しないと論じるが、公式は現段階の争点・立証状況の不確定性を重視する。
Q05-U011 修理業者・Ｘからの証拠提出の可否が不明 公式PDF 17頁／P093	一致	方向相違	予想は現実の利用可能性を確認する必要を述べる。答案・評価項目は代替証拠がある／立証できると断定し、公式の留保を落としている。提出拒絶の結論そのものは一致。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q05-U012 197条１項２号の趣旨を示し３号と比較 公式PDF 17頁／P094	一致	一致	依頼者の利益・専門職への信頼等のうち自己の立場を説明。
Q05-U013 同一基準か異なる基準かを趣旨から論証 公式PDF 17頁／P094	一致	一致	異なる基準の採用は許容。平成16年判例を挙げたことは公式が独立に要求するものではない。
Q05-U014 遮断効の必要性と正当性を区別 公式PDF 17頁／P095	一致	一致	蒸し返し防止・判決実効性と攻撃防御機会を説明。
Q05-U015 昭和51年判例は基準時前事由を後の勝訴判決で蒸し返せない 公式PDF 17頁／P095	一致	一致	反射効一般の法律構成に深入りする必要はない。
Q05-U016 昭和40年判例との相違＝自働債権の保有者はＹ１でＹ２は相殺権者でない 公式PDF 17,18頁／P096	一致	一致	処分の自由はブログの実質的説明として判示そのものと区別。
Q05-U017 昭和51年判例との相違＝相殺効果が基準時後に現実化 公式PDF 17,18頁／P096	一致	一致	基準時後の形成的効果を正面から扱う。
Q05-U018 Ｙ２の主張立証困難、Ｙ１への委任、分離されなかった場合を評価 公式PDF 17,18頁／P096	一致	一致	答案は公式例示と反対方向に評価するが、公式は他の評価といずれの結論も許容するので不一致としない。
Q05-U019 遮断の当否を判例との異同・事実に基づき一貫して結論 公式PDF 17,18頁／P096	一致	一致	『遮断される』を公式唯一の正解とはしない。評価項目41は否定を固定する文言なので51の両説許容と整合させたい。

Q06 刑法 刑事系第１問

共通分母 20項目。予測PDF：一致19・部分一致1、完全 19/20＝95.0%、部分を含む（19＋1）/20＝100.0%。
参考答案：一致15・部分一致4、完全 15/20＝75.0%、部分を含む（15＋4）/20＝95.0%。

共通集計外：Q06-U009 参考答案の採る構成では対象外

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-keiji1-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q06-U001 行為の一体性を論じる理由を責任能力処理と結ぶ 公式PDF 18,19頁／P103,P104,P107	一致	一致	答案は②開始時心神耗弱と致命傷の発生を問題の所在にする。
Q06-U002 同一機会・時間場所の近接と約１時間の中断 公式PDF 19頁／P105,P107	一致	一致	両方向の事実を検討。
Q06-U003 殺意の継続と強化、動機の変化、居眠り、凶器・傷害の相違 公式PDF 19頁／P106,P107	一致	一致	一体性肯定は公式の許容範囲。長崎地判にも答案は言及。
Q06-U004 甲乙の共謀・殺意と制圧、殴打の役割分担 公式PDF 19,20頁／P108	一致	一致	簡潔な構成要件充足で足りる点も整合。
Q06-U005 ③は死亡誤信後の別意思であり先行行為と安易に一体化しない 公式PDF 19,20頁／P108	一致	一致	いわゆる遅すぎた構成要件実現の内容を捉える。
Q06-U006 死亡の直接原因はスーツケース内の窒息 公式PDF 19,20頁／P108	一致	一致	脳挫傷による死亡と取り違えない。
Q06-U007 ③を介在事情とし先行行為の危険の現実化を検討 公式PDF 20頁／P109,P111	一致	一致	死亡誤信・隠蔽・脱出不能を結ぶ。
Q06-U008 因果経過の錯誤と通常の錯誤論の関係 公式PDF 20頁／P110,P111	一致	一致	答案は同一構成要件内の符合と反対動機形成可能性を説明。
Q06-U009 後行行為だけに結果を帰属する説と未遂・過失致死 公式PDF 20頁／P109,P111	共通集計外 （一致）	共通集計外 （対象外）	予想は別説も説明。答案は因果関係肯定説なので別説を全面展開する義務はない。26は採用説を条件とする項目にすべき。 共通除外理由：参考答案の採る構成では対象外
Q06-U010 同時存在原則の意義・責任主義という根拠 公式PDF 20頁／P111,P112	一致	一致	終始必要説と開始時足りる説の対立のうち自説を示す。
Q06-U011 実行途中の低下と典型的な原因において自由な行為を区別 公式PDF 20,21頁／P111,P113,P114	一致	一致	自発的飲酒だけで直ちに減軽を排除しない説明が必要。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q06-U012 ①②分断時、①単体の殺人実行行為性と通常は傷害罪 公式PDF 21頁／P115	部分一致	方向相違	予想は危険性を検討するが、傷害罪にとどまる公式の標準的整理を示さない。答案・項目16は殺人未遂と断定する。主位的一体説を誤りとする趣旨ではない。
Q06-U013 分断説では②につき原因において自由な行為と整合性を検討 公式PDF 21頁／P116,P117	一致	部分一致	答案は打合せ時意思決定から結論を即断し、原因行為・責任能力・実行行為の理論的対応が圧縮されている。
Q06-U014 心神喪失でなく耗弱、耗弱を積極利用する意図もない特殊性 公式PDF 21頁／P117	一致	部分一致	予想は飲酒の各段階と能力・意思を慎重に分ける。答案は打合せ時能力を推認するが、限定能力が残る点等の理論的意味が薄い。
Q06-U015 乙の責任を個別に判断する 公式PDF 18頁／P100	一致	一致	乙は終始完全責任能力を有する。甲について心神耗弱による刑の減軽を認める構成を採る場合でも，乙が当然に減軽されるものではない。
Q06-U016 110条１項の客体・他人所有・焼損・共同実行 公式PDF 21,22頁／P119,P121	一致	一致	採用する犯罪の基本要件に対応。
Q06-U017 公共の危険は建造物延焼だけに限られないとの判例 公式PDF 21,22頁／P120,P121,P122	一致	一致	判例以外の限定説にも理由をもって応答する余地。
Q06-U018 市街地の判例と無人の港・Ｃ車１台・ゴミ300キロの違い 公式PDF 21,22頁／P120,P121,P122	一致	部分一致	答案も不利な事実を挙げるが、来訪者の抽象的可能性だけで公共性を満たすのかをもう一段説明したい。予想はこの区別が明確。
Q06-U019 公共の危険の認識要否と甲乙の異なる認識 公式PDF 22頁／P123	一致	一致	答案は不要説を採用。必要説の分岐は何を公共の危険と認定するかにも依存する。
Q06-U020 自己の公共危険の定義と認識対象の整合 公式PDF 22頁／P122,P123	一致	部分一致	人への危険だけで公共性を肯定する場合は甲もその認識がない点を予想は扱うが、答案の必要説傍論は甲成立・乙器物損壊に固定。
Q06-U021 各人の成立罪名・罪数と除外指定 公式PDF 18頁／P101	一致	一致	窃盗の独立論点について公式に詳論はないが、全罪責の設問上の補充検討として区別する。 設問上の罪名・罪数整理に対応する行であり、窃盗の独立論点が公式趣旨に詳述されているという意味ではない。

Q07 刑事訴訟法 刑事系第２問

共通分母 19項目。予測PDF：一致14・部分一致4、完全 14/19＝73.7%、部分を含む（14＋4）/19＝94.7%。
参考答案：一致15・部分一致3、完全 15/19＝78.9%、部分を含む（15＋3）/19＝94.7%。

参考答案：https://yamanaka-bengoshi.jp/2026/09/28/r8-shihoushiken-keiji2-mohan-kaitou-yosou-hyouka-koumoku/

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q07-U001 強制採尿の性質と各令状の効力の整合 公式PDF 22,23頁／P125,P126,P127	一致	一致	捜索差押許可状説は公式が許容。別説をすべて展開する義務はない。
Q07-U002 医師が医学的相当な方法で行う条件と218条６項 公式PDF 22,23頁／P125,P127	一致	一致	試験の法令基準日現在の項番号も一致。
Q07-U003 通常の発付要件に加え真にやむを得ない最終手段性 公式PDF 22,23頁／P125,P128	一致	一致	一般の令状要件だけで済ませていない。
Q07-U004 重大性・嫌疑・証拠の重要性と取得必要性 公式PDF 22,23頁／P125,P128	一致	一致	注射痕・様子・前科を区別して評価。
Q07-U005 代替手段不存在：７回の働き掛け、明確な拒否なし、飲水なし 公式PDF 22,23頁／P125,P128	一致	一致	ブログの約６時間は午前８時～午後２時の要求期間、公式の約８時間は発付までの期間。直ちに時刻誤りとはしない。断定的な評価には反対事情も付す。
Q07-U006 実施直前にも任意排尿の機会と健康配慮 公式PDF 22,23頁／P125,P129	一致	一致	病院で30分説得・経験豊富な医師の方法を評価。
Q07-U007 抵抗しない甲を８名で押さえる目的・必要最小限性 公式PDF 22,23頁／P125,P129	一致	一致	人数だけで結論せず尿道損傷防止と対照。
Q07-U008 ＣＴの専門性、Ｘ線、体内の存在・位置確認、最終的押収目的 公式PDF 22,23頁／P125,P130,P131	一致	一致	身体検査・鑑定処分併用は許容される一説。
Q07-U009 採尿と違い直接内部侵襲・差押え自体がないこと 公式PDF 22,23頁／P125,P130,P131	部分一致	部分一致	予想・答案は強制採尿の侵襲とＣＴによる内部観察・物を取り出さない点を対照する。公式が示す身体内部への直接的侵襲がないことを明示する点では，双方に補充の余地がある。
Q07-U010 伝聞法則の趣旨・定義と要証事実との相対判断 公式PDF 22,23,24頁／P125,P132,P133	一致	一致	公園で会った事実と共謀立証を結ぶ。

検討事項・原典対応	予測PDF	参考答案	比較の補足
Q07-U011 W供述と乙原供述の二段階の真実性 公式PDF 22,23,24頁／P125,P132,P133,P134	一致	一致	記録の正確性と原供述の正確性を区別。
Q07-U012 W撮影だから供述書に準ずると分類 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P136	未記載	未記載	機械的記録ゆえ署名押印不要とは述べるが、供述書・供述録取書の選択は明記されていない。
Q07-U013 321条１項３号の供述不能・不可欠性・絶対的特信情況 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P136	一致	一致	死亡と証拠状況、私的な誕生日会話を丁寧に扱う。
Q07-U014 不可欠性＝重要な実質的寄与、唯一の証拠までは不要 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P136	部分一致	部分一致	当てはめは一致するが、公式の求める解釈命題を明示していない。
Q07-U015 特信情況＝外部的付随事情、供述内容は補充的 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P136	部分一致	部分一致	自然な日常会話等を挙げるが、信用性そのものとの区別を規範として補える。
Q07-U016 乙原供述の伝聞例外：324条１項類推・322条１項、不利益な事実の承認・任意性 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P135,P137	一致	一致	不利益な承認と任意性も対応。 乙原供述について、不利益な事実の承認と任意性を区別して検討する。公式趣旨24～25頁参照。
Q07-U017 報告書の要証事実＝密売人が交付することの多い未使用注射器12本の所持 公式PDF 22,23,24,25頁／P125,P132,P138	部分一致	一致	答案は未開封の注射器12本と乙の一人暮らしから乙の所持を推認し，密売用という性質も立証趣旨に含むため内容の真実性が必要と説明する。記述が末尾にあることだけで実質的充足を否定しない。予想は乙の所持を含む要証事実全体の整理が薄い。
Q07-U018 見分結果に321条３項、 Ｐの真正作成供述 公式PDF 22,23,24,25,26頁／P125,P132,P139,P140	一致	一致	写真自体の非供述証拠論は追加説明。報告書の伝聞性を消すものではない。
Q07-U019 用途の説明文は見分を超え321条３項不可、 １項３号で検討 公式PDF 22,23,24,25,26頁／P125,P132,P140	一致	一致	答案はＰ供述不能でないため不採用とする。鑑定書の検討は補助論点。

付録 公式趣旨の段落等と分析項目との対応

本文のP番号は下表を参照する。見出し・導入・同じ検討の説明を独立した得点項目として重複加算しない。全区分の原典本文・行位置は別添の公式趣旨段落対応.csvに収録している。

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P002	1	〔第１問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P003	1	１．純粋な言論によるコミュニケーションの場合は別として、表現の自由を実際に行使する際には、公道や公民館のような「表現を行う場」や、…	Q01-U003,Q01-U005
P004	1	論点①に関して参考になるのが、泉佐野市民会館事件最高裁判決（最判平成７年３月７日民集４９巻３号６８７頁。以下「泉佐野判決」という。…	Q01-U004,Q01-U006,Q01-U018
P005	1	２．各論点を検討する前提として、集会（デモ行進等の集団行動の自由を含む。以下同じ。）の特性を踏まえて、集会の自由を憲法で保障するこ…	Q01-U001
P006	1	この点について最高裁も、「現代民主主義社会においては、集会は、国民が様々な意見や情報等に接することにより自己の思想や人格を形成、発…	Q01-U002
P007	1,2	３．論点①が問題になるのは、Ｂと対立する外国人排斥を訴える諸団体の関係者が暴力事件等を起こす可能性を理由として、管理上の支障（本件…	Q01-U004,Q01-U005,Q01-U006
P008	2	本問の事案では、本件活動を通じてＸが伝えようとしている主義・主張（住宅費高騰問題）と、Ｂが対立抗争している諸団体の主義・主張（外国…	Q01-U006,Q01-U007,Q01-U008
P009	2	４．論点②の（ａ）について。言論ではなく、一定の行動を通じて主義・主張を外部に表現する行為を象徴的表現と呼ぶが、本件プロジェクトに…	Q01-U009,Q01-U010
P010	2	Ｘによる本件活動が象徴的表現に当たるとしても、不許可処分を合憲・合法とする立場からは、本件条例第８条は表現内容中立的に治安目的によ…	Q01-U011
P011	2	これに対して、市長の不許可処分を違憲・違法と評価する立場からは、裁量権を統制する立論として、いくつかの方法が考えられる。なお、この…	Q01-U012
P012	2	第一に、不許可処分に至る判断過程を審査し、判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討する方法である。本件でいえば、…	Q01-U012,Q01-U013
P013	2	第二に、夜間の利用禁止の目的が治安上の懸念の防止にあることに鑑み、その禁止が及ぶ範囲を憲法適合的に限定して解釈する方法である。例え…	Q01-U012,Q01-U013
P014	2	第三に、本件における夜間の利用禁止の性質、制限されている権利の性質、制約の態様・程度等を丁寧に論じた上で、不許可とされることによっ…	Q01-U012,Q01-U013

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P015	3	５．論点②の（ｂ）について。道路・公園・広場など一般公衆が自由にアクセスできる場所は、パブリック・フォーラムに該当するので、他者の…	Q01-U014,Q01-U015,Q01-U016
P016	3	一方、不許可処分を合憲とする立場からは、観点による差別に該当しないと反論するのも一案であるが、本件事案との関係で説得力が乏しいと解…	Q01-U016,Q01-U017
P017	3	〔第２問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P018	3	高齢者虐待の疑いがある紛争を題材に、高齢者緊急一時保護事業実施要綱に規定のある一時保護を求める行為の法令に基づく申請該当性（〔設問…	Q02-U001
P019	3,4	〔設問１〕は、要綱に規定のある一時保護の法的性格を検討し、それを求める行為が法令に基づく申請に該当するかを検討することを求めるもの…	Q02-U001,Q02-U002,Q02-U003,Q02-U004,Q02-U005,Q02-U006
P020	4	〔設問２〕は、入所措置決定の取消訴訟を、措置を受けた高齢者の子が提起することができるかを検討することを求めるものである。児童虐待の…	Q02-U007,Q02-U008,Q02-U009,Q02-U010
P021	4,5	〔設問３〕は、入所措置決定がされたこと及び措置解除がなされないことによって生じた財産的損害の賠償を求める国家賠償訴訟において、入所…	Q02-U008,Q02-U011,Q02-U012,Q02-U013,Q02-U014,Q02-U015,Q02-U016,Q02-U017,Q02-U018,Q02-U019,Q02-U020
P022	5	【民事系科目】	独立加算なし（見出し・導入句）
P023	5	〔第１問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P024	5	１ 設問１について	独立加算なし（見出し・導入句）
P025	5	⑴ 設問１⑴について設問１⑴は、土地の所有権について取得時効が完成した後に同地に抵当権が設定され、その旨の登記が具備された後に、更…	Q03-U001,Q03-U002
P026	5	その上で、第１取得時効との関係で、時効取得者ＡがＣ及びＤに対して時効取得を対抗することができるかが問題となる。この点は、「時効取得…	Q03-U003
P027	5,6	本問では、第１取得時効の完成時点は令和１２年１月１０日経過時であり、Ａは同日に甲土地の所有権を一旦時効取得するものの、その後、令和…	Q03-U002,Q03-U006
P028	6	まず、再度の取得時効の一般的な可否に関して、最判平成２４年は、更なる時効期間の経過によって再度の時効取得が完成し、占有者が時効取得…	Q03-U004
P029	6	その上で、これを認める立場に立つ場合には、本問において２回目の取得時効（以下「第２取得時効」という。）が完成したといえるか、取得時…	Q03-U004
P030	6	なお、再度の取得時効の完成については、どの時点を起算点とするかも重要である。最判平成２４年は「権利の対立関係」が生じた時点であると…	Q03-U005

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P031	6	まず、Ｃに関して、「取得時効と登記」の問題について判例と同様の立場に立つ場合には、Ｃは第２取得時効との関係では時効完成前の第三者に…	Q03-U007
P032	6	他方で、Ｄに関してはやや複雑な考慮を要する。Ｄは後順位抵当権者であり、後順位抵当権者が最先順位抵当権者と独立の物権法的地位を有する…	Q03-U006,Q03-U008,Q03-U009
P033	6,7	ただし、最先順位抵当権と後順位抵当権の独立性を、時効期間の進行の場面と時効完成による権利消滅の場面で別個に考える立場もあり得ないわ…	Q03-U008,Q03-U009,Q03-U010
P034	7	以上のいずれの見解に立つにせよ、ＡがＤに対して再度の時効取得を対抗することができるかに関しては、後順位抵当権の独立性に関する問題と…	Q03-U008
P035	7	なお、取得時効の完成に伴う抵当権の消滅に関しては、民法第３９７条の意義や適用範囲に関して学説が分かれているものの、本問のように純然…	Q03-U010
P036	7	⑵ 設問１⑵について設問１⑵は、遺言執行者を指定して不動産の特定遺贈がされた一方で、遺言者の相続人が当該不動産の自己の法定相続分に…	Q03-U011,Q03-U012,Q03-U013,Q03-U014,Q03-U015,Q03-U016,Q03-U017
P037	7	本件遺言は遺言者Ｅの所有する丙土地をＦに遺贈するものであって、Ｅの死亡によりこの遺言の効力が生じる（民法第９８５条第１項）一方、丙…	Q03-U011,Q03-U012
P038	7	判例によれば、この場合のＦとＫは対抗関係に立つ（最判昭和３９年３月６日民集１８巻３号４３７頁。遺贈は贈与と同じく意思表示による物権…	Q03-U012
P039	7,8	もっとも、遺贈による不動産物権変動について民法第１７７条を適用しないとする立場もある。これは、受遺者が遺言の存在を認識しているとは…	Q03-U012,Q03-U017
P040	8	もっとも、本問では、本件遺言による遺贈についてＧが遺言執行者に指定され（民法第１００６条第１項）、Ｇは就職を承諾している（民法第１…	Q03-U013
P041	8	しかし、同項ただし書は、この無効をもって善意の第三者に対抗することができない、と規定している。この規定は、平成３０年民法改正（法律…	Q03-U014,Q03-U015,Q03-U016,Q03-U017
P042	8	２ 設問２について	独立加算なし（見出し・導入句）
P043	8,9	⑴ 設問２⑴について設問２⑴は、建物建築工事請負契約に関して、注文者と請負人との間に、当該契約が解除された場合に出来形部分の所有権…	Q03-U018,Q03-U021
P044	9	もっとも、本件特約は、本件契約①を締結した注文者Ａと（元）請負人Ｂとの間で合意されたものであるため、本件契約①の当事者ではない下請…	Q03-U019
P045	9	さらに、下請負人Ｃは、自らの意思に基づいてＢとの請負契約（下請契約）を締結しているのであるから、仮にＢが無資力となり、ＣがＢから報…	Q03-U020,Q03-U021

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P046	9	もっとも、本問においては、上記のとおり、ＡとＢの間で本件特約が合意されているため、Ｃに本件出来形の所有権が帰属すると考えるには、Ｃ…	Q03-U022
P047	9,10	⑵ 設問２⑵について設問２⑵は、請負人の債務不履行を理由とする注文者による損害賠償請求の可否と損害賠償の内容、及び、請負人の注文者…	Q03-U023
P048	10	本問におけるＢは、本件契約①に基づいて、引渡日と合意された令和８年９月１日までに本件工事①を完成し、仕事の目的物をＡに引き渡す債務…	Q03-U023
P049	10	そして、Ｂの債務不履行によってＡに損害が発生したと考えられる。具体的には、Ａは、Ｂが施工しなかった部分（本件工事②に対応する部分）…	Q03-U024
P050	10	さらに、Ａの請求は、本件工事①のうちＢが施工しなかった部分（本件工事②に対応する部分）について、Ａが新たにＤと請負契約（本件契約③…	Q03-U023
P051	10	また、Ａによる損害賠償請求は、Ｂの債務不履行が債務者Ｂの責めに帰することができない事由によるものであるときは認められない（民法第４…	Q03-U023
P052	10	Ｂの割合報酬債権が発生する要件は、民法第６３４条第２号において規定されている。同号によると、請負が仕事の完成前に解除された場合にお…	Q03-U025
P053	10,11	もっとも、Ａは、令和８年３月３日、Ｂに対し、報酬の一部として４００万円を既に支払っている。よって、ＢがＡに対して取得する割合報酬債…	Q03-U026
P054	11	そして、Ｂは、当該割合報酬債権（２００万円）を自働債権とし、ＡのＢに対する損害賠償債権（２５０万円）を受働債権とする相殺をすること…	Q03-U027
P055	11	〔第２問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P056	11	１ 設問１は、会社法上の公開会社でない取締役会設置会社において、株式譲渡の条件としてされた譲渡制限に係る合意の効力（小問１）及び当…	Q04-U001,Q04-U002,Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005,Q04-U006,Q04-U007,Q04-U008,Q04-U009,Q04-U010
P057	11	設問２は、払込みの実質がないと考えられる募集株式の発行に関して、当該募集株式の発行の効力を否定するための訴え（小問１）及び当該募集…	Q04-U011,Q04-U012,Q04-U013,Q04-U014,Q04-U015,Q04-U016,Q04-U017
P058	11	設問３は、瑕疵のある株主総会決議の効力及び当該決議を事後的に「追認」する決議の効力並びに正当な理由なく解任された取締役による損害賠…	Q04-U018,Q04-U019,Q04-U020,Q04-U021,Q04-U022
P059	11	いずれの設問についても、問題点を適切に分析した上で、具体的な事実関係に即して結論を導き出すことができるかを問うものである。	Q04-U001,Q04-U002,Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005,Q04-U006,Q04-U007,Q04-U008,Q04-U009,Q04-U010,Q04-U011,Q04-U012,Q04-U013,Q04-U014,Q04-U015,Q04-U016,Q04-U017,Q04-U018,Q04-U019,Q04-U020,Q04-U021,Q04-U022
P060	11	２ 設問１について	独立加算なし（見出し・導入句）

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P061	11	(1) 設問１は、株式譲渡の条件としてされた譲渡制限に係る合意において、一定の条件を満たすことにより、一方当事者が他方当事者から…	Q04-U001,Q04-U002,Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005,Q04-U006,Q04-U007,Q04-U008,Q04-U009,Q04-U010
P062	11	(2) 小問１においては、Ｃの立場から、ＡとＢの間で本件取得の効力が生じていないことを基礎付ける主張を挙げた上で、それらの当否を…	Q04-U001,Q04-U002,Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005
P063	11	まず、甲社は株券発行会社ではないため、意思表示のみで本件株式の譲渡の効力が発生する。そして、本件取得は、本件合意のうち本件書面の③…	Q04-U001
P064	11	本件合意③は、本件株式について、譲渡の時期・相手方（甲社からの退職時にＡに対する譲渡を強制するものであること）及び譲渡の価格（Ａに…	Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005
P065	11,12	具体的にＣの立場から考えられる主張として、まず、株式の譲渡制限に係る合意の当事者の属性を重視する学説（会社と株主との間で会社法が認…	Q04-U002
P066	12	次に、Ｃの立場からは、本件合意③の実質的な内容を根拠として、それが譲渡制限株式に関する会社法の規定を潜脱する又はその趣旨に反すると…	Q04-U002,Q04-U003,Q04-U004,Q04-U005
P067	12	本件合意③が譲渡の時期・相手方を制限するものである点について、Ｃの立場からは、会社法は譲渡制限株式を第三者に譲渡すること自体を制約…	Q04-U003
P068	12	本件合意③が譲渡の価格を制限するものである点について、まず、譲渡制限株式に関する会社法の規定の趣旨として、会社が株主の請求に基づき…	Q04-U004,Q04-U005
P069	12	(3) 小問２においては、本件株式が、Ｂを起点として、本件取得によるＡと、本件譲渡によるＣに、二重に譲渡されたことを前提として、…	Q04-U006,Q04-U007,Q04-U008,Q04-U009,Q04-U010
P070	12,13	甲社は株券発行会社ではないから、Ｃが本件譲渡によって本件株式を取得したことを甲社及びＡに対抗するためには株主名簿の名義書換が必要で…	Q04-U006,Q04-U009
P071	13	本件請求が適法な名義書換請求でなければ不当拒絶は成り立たないことから、まず、この点を論ずることになる。本件株式は譲渡制限株式であり…	Q04-U006,Q04-U007
P072	13	みなし承認の成立を認める場合には、次に、甲社が、本件請求よりも後にされたＡによる名義書換請求に応ずることが、本件請求を不当に拒絶し…	Q04-U006,Q04-U008
P073	13	このほか、仮に甲社による本件請求の拒絶が不当であっても、Ａが本件取得について名義書換を済ませたことにより、Ｃは、Ａとの関係だけでは…	Q04-U009,Q04-U010
P074	13	３ 設問２について	独立加算なし（見出し・導入句）
P075	13	(1) 設問２は、払込みの実質がないと考えられる募集株式の発行に関して、当該募集株式の発行の効力を否定するための訴え及び当該募集…	Q04-U011,Q04-U012,Q04-U013,Q04-U014,Q04-U015,Q04-U016,Q04-U017

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P076	13	(2) 小問１においては、Ｅの立場からは、新株発行無効の訴え（会社法第８２８条第１項第２号）又は新株発行不存在確認の訴え（会社法…	Q04-U011
P077	13,14	第一に、本件における丙社による払込みにいかなる瑕疵があるか（仮装払込みといえるか）という点である。判例（最決平成１７年１２月１３日…	Q04-U012
P078	14	第二に、（丙社による払込みが仮装払込みであるとして）仮装払込みが新株発行無効事由（又は不存在事由）となるかという点である。Ｅの立場…	Q04-U013,Q04-U014
P079	14	否定説を採る場合には、仮装払込みに対しては会社法第２１３条の２及び第２１３条の３による金銭的解決が予定されており、新株発行を無効に…	Q04-U013,Q04-U014
P080	14	肯定説を採る場合には、払込みが仮装された株式であっても善意の譲受人は株主の権利を行使することができる（会社法第２０９条第３項）こと…	Q04-U014,Q04-U015
P081	15	(3) 小問２においては、払込みが仮装され、会社法第２１３条の２又は第２１３条の３による支払もされていない株式を譲り受けた者である…	Q04-U016,Q04-U017
P082	15	４ 設問３について設問３は、瑕疵のある株主総会決議の効力及び当該決議を事後的に「追認」する決議の効力並びに正当な理由なく解任された…	Q04-U018,Q04-U019,Q04-U020,Q04-U021,Q04-U022
P083	15	まず、Ｆとしては、本件臨時株主総会①には、株主に対する招集通知が一切発出されていなかったという瑕疵があり、Ｆの取締役からの解任の決…	Q04-U018
P084	15	次に、本件臨時株主総会①の決議が不存在であるとしても、本件では本件臨時株主総会②においてＦの解任決議が「追認」されており、これによ…	Q04-U019,Q04-U020
P085	15	なお、Ｆがいずれかのタイミングで株主総会決議によって取締役から解任されたとした場合には、正当な理由なく解任された取締役は会社に対し…	Q04-U021
P086	15,16	以上の検討と矛盾しない形で、具体的にＦが会社に請求することができる金額について、結論を示すことも求められる。例えば、本件臨時株主総…	Q04-U022
P087	16	〔第３問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P088	16	本問は、Ｙ１から部品の製造を請け負ったＸが、請負代金の支払を求める訴えを提起したという事案を題材として、①通常共同訴訟の共同訴訟人…	Q05-U001
P089	16	１ 設問１について通常共同訴訟の共同訴訟人間における主張共通の適否について、弁論主義との関係ではなく共同訴訟人独立の原則との関係の…	Q05-U001
P090	16	課題１では、主張共通肯定説が、共同訴訟人の一人がした主張について、それが他の共同訴訟人にとっても有利なものであれば他の共同訴訟人も…	Q05-U002,Q05-U003

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P091	16	課題２では、共同訴訟人独立の原則の趣旨について、合一確定の必要のない通常共同訴訟において、共同訴訟人の各自が独自の判断で自由に訴訟…	Q05-U001,Q05-U004
P092	16	２ 設問２について課題１では、技術秘密該当性につき、職業秘密該当性について判示した平成１８年判例及び平成２０年判例の判断枠組みにつ…	Q05-U005,Q05-U006,Q05-U007
P093	17	その上で、本問の具体的な事実関係に即した検討をすることが期待されるが、文書の開示によりＺの事業活動が困難になるおそれがあること、争…	Q05-U008,Q05-U009,Q05-U010,Q05-U011
P094	17	課題２では、民事訴訟法第１９７条第１項第２号の秘密の該当性の判断基準について、同号の趣旨を踏まえて検討を求めるものである。同号の趣…	Q05-U012,Q05-U013
P095	17	３ 設問３について課題１では、既判力による遮断効の必要性及び正当性についての基本的な理解を確認するとともに、本件と類似点のある昭和…	Q05-U014,Q05-U015
P096	17,18	課題２では、昭和５１年判例とは異なり、主債務者勝訴判決が相殺を理由としてされた場合の取扱いについて検討を求めるものである。相殺など…	Q05-U016,Q05-U017,Q05-U018,Q05-U019
P097	18	【刑事系科目】	独立加算なし（見出し・導入句）
P098	18	〔第１問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P099	18	本問は、	独立加算なし（見出し・導入句）
P100	18	⑴ 設問１において、甲及び乙が、勤務先であるＢ社の同僚のＡと甲方で飲酒していた際にＡがＢ社からの独立を主張したことを腹立たしく思い…	Q06-U015
P101	18	⑵ 設問２において、甲及び乙が、いずれも完全責任能力を有する状態で、人のいない駐車場に駐車したＡ車後部座席にＡの死体を横たえ、乙が…	Q06-U021
P102	18	設問１について	独立加算なし（見出し・導入句）
P103	18,19	⑴ ①行為と②行為の関係について設問１では、甲と乙の罪責について論じる上で、「①行為と②行為の関係をどのように把握するか」について…	Q06-U001
P104	19	続いて、行為の一体性を論じるに当たっては、長崎地判平成４年１月１４日判時１４１５号１４２頁が、犯行の初めには単純酩酊であったが、犯…	Q06-U001
P105	19	本問で、①行為及び②行為は、いずれも犯行現場が甲方であること、約４時間１０分の間に断続して行われた行為であることからすると、時間的…	Q06-U002
P106	19	また、甲の根本的な動機は、①行為直前に「長年の恩を仇で返すようなことを主張するＡに憤った」ことであり、同憤りによって①行為時点で、…	Q06-U003

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P107	19	このように、本問では、①行為と②行為の一体性を肯定する方向の事実と否定する方向の事実が混在していることから、いずれの結論であろうと…	Q06-U001,Q06-U002,Q06-U003
P108	19,20	⑵ ①行為と②行為を一体として把握した場合ア 甲及び乙は、共謀の上、殺意をもって、Ａの身体の枢要部である頭部をそれぞれ手拳で殴打し…	Q06-U004,Q06-U005,Q06-U006
P109	20	この点については、大別すると、後行行為（③行為）が介在して結果が発生することが先行行為（①行為及び②行為）の危険の現実化として評価…	Q06-U007,Q06-U009
P110	20	前者の見解に立ち、死亡結果との因果関係を認めた場合には、続いて、主観面で因果関係の錯誤が問題となり得るところ、因果関係の錯誤に関し…	Q06-U008
P111	20	いずれの見解に立って論じるとしても、「遅すぎた構成要件の実現」の問題の所在及び自説を的確に示し、各事実を丁寧に分析して当てはめなが…	Q06-U007,Q06-U008,Q06-U009,Q06-U010,Q06-U011
P112	20	その前提として、「『行為と責任の同時存在の原則』の意義とその根拠」への言及が必要となるところ、「行為と責任の同時存在の原則」は責任…	Q06-U010
P113	20	また、①行為と②行為を一体として把握した場合、本問は、いわゆる「実行行為途中での責任能力低下」が問題となるところ、実行行為開始時点…	Q06-U011
P114	20,21	「実行行為途中での責任能力低下」については、「原因において自由な行為」とは無関係だとする見解など様々な理論構成があり得るが、いずれ…	Q06-U011
P115	21	⑶ ①行為と②行為を分断して把握した場合ア ①行為は、Ａの身体を主に手拳で殴打等したに過ぎず、①行為単体で殺人の実行行為性を認定す…	Q06-U012
P116	21	なお、①行為と②行為を一体として把握した場合とは異なり、①行為と②行為を分断して把握した場合は「原因において自由な行為」の典型的な…	Q06-U013
P117	21	「原因において自由な行為」については、原因行為（①行為）を実行行為と捉える見解、結果行為（②行為）を実行行為と捉える見解など様々な…	Q06-U013,Q06-U014
P118	21	設問２について	独立加算なし（見出し・導入句）
P119	21	⑴ 前提甲及び乙は、共謀の上、乙がＡ車内に灯油を撒き、甲が同車内に火の点いたハンカチを放り投げてＡ車に火を放ち全焼させているところ…	Q06-U016
P120	21	⑵ 公共の危険について建造物等以外放火罪は、公共の危険の発生を要するところ、その意義が問題となることを指摘する必要がある。すなわち…	Q06-U017,Q06-U018
P121	21,22	この点について、「刑法１１０条１項にいう「公共の危険」は、必ずしも同法１０８条及び１０９条１項に規定する建造物等に対する延焼の危…	Q06-U016,Q06-U017,Q06-U018

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P122	22	なお、限定説のほか、限定説を採用しない非限定説の中にも適用範囲が無限定とならないように一定の制限を設けるものもあって、様々な見解が…	Q06-U017,Q06-U018,Q06-U020
P123	22	また、本問で、公共の危険が発生したと認めた場合、甲は火がＣ車及び前記ゴミに燃え移るかもしれないと思っていたのに対し、乙はその火がそ…	Q06-U019,Q06-U020
P124	22	〔第２問〕	独立加算なし（見出し・導入句）
P125	22	本問は、覚醒剤取締法違反事件の捜査及び公判に関する具体的な事例を素材として、刑事手続上の問題点、その解決に必要な法解釈、法適用に当…	Q07-U001,Q07-U002,Q07-U003,Q07-U004,Q07-U005,Q07-U006,Q07-U007,Q07-U008,Q07-U009,Q07-U010,Q07-U011,Q07-U012,Q07-U013,Q07-U014,Q07-U015,Q07-U016,Q07-U017,Q07-U018,Q07-U019
P126	22	〔設問１－１〕は、覚醒剤の使用が疑われる対象者に対し、医師に委託した上、対象者の抵抗を排してカテーテルを尿道に通し、人為的に尿を採…	Q07-U001
P127	22,23	強制採尿にいかなる令状を必要とするかという点について、最決昭和５５年１０月２３日刑集３４巻５号３００頁（以下「昭和５５年決定」とい…	Q07-U001,Q07-U002
P128	23	令状発付の適法性については、昭和５５年決定が、捜索・差押えの形式による場合の令状発付の実体的要件として、捜索差押許可状の通常の発付…	Q07-U003,Q07-U004,Q07-U005
P129	23	実施の適法性についても、昭和５５年決定が、被疑者の身体の安全とその人格の保護のため十分な配慮を施すことが必要であると判示しており、…	Q07-U006,Q07-U007
P130	23	〔設問１－２〕は、対象者の体内をＸ線により撮影するＣＴ検査を実施するために必要な令状を問うものであり、〔設問１－１〕で検討した強制…	Q07-U008,Q07-U009
P131	23	下線部③のＣＴ検査は、覚醒剤取締法違反（譲渡し）の証拠となり得るマイクロＳＤカードを飲み込んだ可能性の高い乙に対して、同マイクロＳ…	Q07-U008,Q07-U009
P132	23,24	〔設問２〕は、差し押さえたスマートフォンに残っていた動画データ内の撮影者の発言部分及び同動画データの一場面を写真として出力して添付…	Q07-U010,Q07-U011,Q07-U012,Q07-U013,Q07-U014,Q07-U015,Q07-U016,Q07-U017,Q07-U018,Q07-U019
P133	24	前提として、刑事訴訟法第３２０条第１項のいわゆる伝聞法則の趣旨を踏まえ、伝聞証拠の定義を示すことが求められる。伝聞証拠該当性は、当…	Q07-U010,Q07-U011
P134	24	〔設問２－１〕で問題となっている下線部④の発言部分は、まず、動画の撮影者であるWの供述を内容とするものであり、さらに、同供述内に被…	Q07-U011
P135	24	そこで、伝聞例外に該当するかどうかを検討するに当たっては、まず、W供述については刑事訴訟法第３２１条第１項第３号の要件を検討し、さ…	Q07-U016

P番号	公式PDF頁	段落等の冒頭	対応する検討事項ID
P136	24,25	刑事訴訟法第３２１条第１項第３号の要件の検討に当たっては、前提として、本件動画データは被告人以外の者であるWが撮影したものであるこ…	Q07-U012,Q07-U013,Q07-U014,Q07-U015
P137	25	刑事訴訟法第３２２条第１項の要件の検討に当たっては、令和８年１月２０日昼頃にＪ公園で甲と会っていた旨の乙供述が、甲の前記供述に照ら…	Q07-U016
P138	25	〔設問２－２〕で問題となっている司法警察員Ｐ作成の捜査報告書についても、まずは検察官が掲げる立証趣旨を踏まえて要証事実を確定し、伝…	Q07-U017
P139	25	そして、伝聞例外の検討に当たっては、本捜査報告書は、司法警察員Ｐが、スマートフォンの見分の結果発見した本件動画データの一部を静止画…	Q07-U018
P140	25,26	その上で、本捜査報告書に添付された写真の説明文については、別途検討が必要である。同説明文は、「この写真の注射器は、覚醒剤の密売人が…	Q07-U018,Q07-U019
P141	26	[倒産法]	独立加算なし（見出し・導入句）